

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

資料 8

(平成30年東京都条例第93号。平成30年10月15日公布)

前文

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(1) 目的<第1条>

啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となる。

(2) 都の責務等<第2条>

- 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進（第1項）
- 都は、国及び区市町村が実施する人権尊重のための取組について協力（第2項）
- 都民は、人権尊重の理念について理解を深め、都が実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努力（第3項）
- 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都が実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努力（第4項）

第2章 多様な性の理解の推進

(1) 趣旨<第3条>

都は、性自認（自己の性別についての認識のこと）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のこと）を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等を推進

(2) 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止<第4条>

都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 都の責務<第5条>

- (1) に基づき、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進（第1項）
- 基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴取（第2項）
- 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力（第3項）

(4) 都民の責務<第6条>

都が実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努力

(5) 事業者の責務<第7条>

事業活動に関し、差別の解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努力

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(1) 趣旨<第8条>

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第4条第2項に基づいて、法第2条に規定する不当な差別的言動の解消を図る。

(2) 定義<第9条>

「公の施設」「表現活動」

(3) 啓発等の推進<第10条>

不当な差別的言動を解消するため啓発等を推進

(4) 公の施設の利用制限<第11条>

公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定

(5) 拡散防止措置及び事案の概要等の公表<第12条>

- 不当な差別的言動の拡散防止措置
- 事案の概要等の公表

(6) 学識経験者等で構成する第三者機関（審査会）の設置<第13条～第17条>

知事の諮問に応じて、不当な差別的言動に該当するか否か等について調査審議

(7) 表現の自由等への配慮<第18条>

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

施行日

公布日施行。体制整備等のため、一部の規定は平成31（2019）年4月1日施行